

障害福祉サービス等事業所情報の公表について

障がい者支援課

1 情報公表の目的

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を目指す。

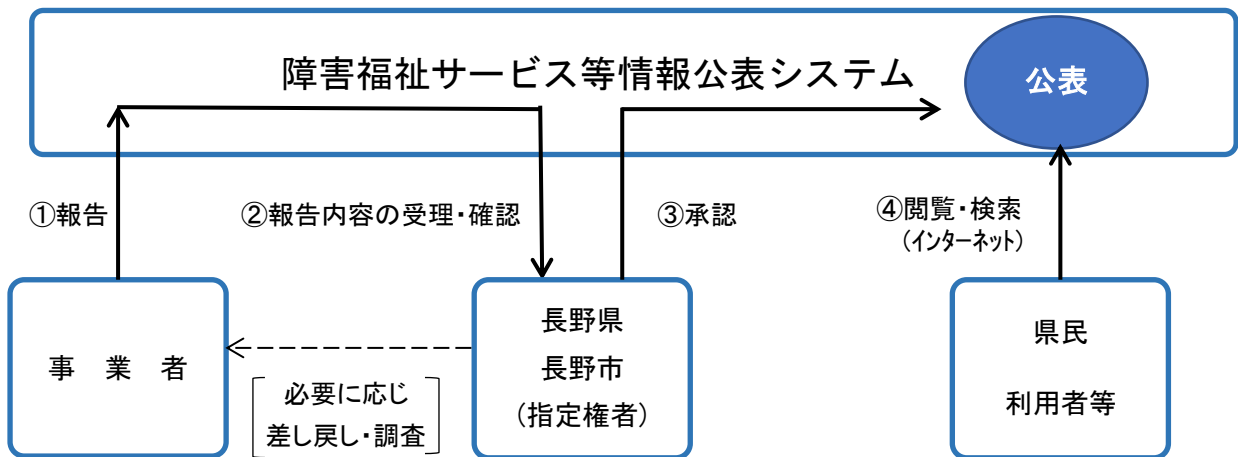
2 根拠法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18

3 情報公表の流れ

事業者が Web 上の情報公表システム登録画面から基本情報や運営情報等の公表データを県に報告し、県は報告内容を受理・確認して公表手続きを行う。

<イメージ図>



4 事業者から県への報告時期

- ・ 既指定事業所：令和元年 7 月 31 日（年 1 回定期的に情報を更新）
- ・ 新規指定事業所：指定を受けた日から 1 か月以内

5 その他

報告内容に虚偽が疑われる場合など、県は必要に応じて事実確認のための事業者の調査等を行う。